

# 2月16日(水)～3月15日(火)

## 申告会場

確定申告は、期間中左表の会場で受け付けています。

各地域の申告会場  
受付時間 8:30～17:15 (日曜は9:00～16:00)

会場	日曜日の開設日
市役所下呂庁舎1階ロビー	2月27日、3月6日
市役所萩原庁舎選挙管理委員会室	
小坂振興事務所1階相談室	3月6日
金山振興事務所1階ロビー	
馬瀬中央公民館2階小会議室	

## 必要なもの

申告相談へは、印鑑のほか、次のものを準備してお出かけください。

○昨年中の総収入や経費の内訳等を確認できる帳簿、伝票領収書など

○給与や年金の源泉徴収票の原本

○税金の還付を受ける人は、本人名義の口座番号

○土地や建物、立木を売った人は、売買契約書や売買にかかった経費の内訳と領収書

※収用や居住用財産を譲渡している場合は、事前に税務署または市役所税務課へお問い合わせください。

## 住民税(市・県民税)

▼申告が必要な人

平成23年1月1日現在、下呂市に住んでいて、給与以外の収入(農業・不動産所得)があるがその額が少ないなどの理由により、確定申告の必要がない人は、住民税の申告をしてください。

☆住民税の申告書は、国民健康保険税の申告も兼ねています。申告されない場合は、国民健康保険税の軽減が受けられません。また、申告がされていない場合は、所得の確定ができないため、所得証明の発行ができませんので、所得がない、あるいは所得が少ない場合でも必ず提出してください。

▼配偶者にパート収入がある場合

パート収入は、通常給与所得になります。年収が103万円以下の場合、配偶者(扶養)控除を受けることができます。

配偶者のパート収入額が103万円を超え141万円未満の場合は、配偶者特別控除が受けられます。控除額は収入金額に応じて段階的に変わります。

※住民税(市・県民税)は、所得税と基礎控除の金額が異なりますので、給与収入が93万円を超えると住民税が課税される場合があります。

※住民税申告書は2月上旬にお手元に届きます。  
※必要事項をご記入の上、下呂市役所税務課または各振興事務所地域振興課まで提出してください。

※住民税についての詳しい内容は、別紙『知っておきたい身近な税金のしくみ』または、市ホームページ(<http://www.city.gero.lg.jp/gyousei/>)よりご確認ください。

## 住宅取得控除説明会

2月14日(月)	10:00～12:00	下呂総合庁舎5階大会議室
	13:00～17:00	(萩原町羽根)

## 高山税務署職員による申告相談

2月23日(水)	10:00～16:00	市役所下呂庁舎1階ロビー
2月24日(木)	10:30～15:00	金山振興事務所1階ロビー

## 税理士による無料申告相談

=開設日=  
2月23日(水)

=受付時間=  
10時～16時30分

場所) 市役所下呂庁舎1階ロビー



# 住民税と所得税 申告は正しくお早めに

新しい年も明け、まもなく平成22年分の所得税の確定申告の時期となります。準備はもうお済みですか。

正しい申告と納税は私たちの義務であり、社会のルールです。自分の所得と税額を正しく計算し、期限までに申告しましょう。

期間間際になりますと、窓口は大変混雑しますので、お早めに申告してください。

## ■所得税

▼申告が必要な人

つぎのような人は、所得税の確定申告が必要となります。

● 一般の人の場合

○平成22年分の所得合計額が、所得控除の合計額を超える人

○土地、家屋または山林などを譲渡した人

○山林を伐採し、市場に出荷され収入があった人

● 給与と所得がある人の場合

○給与などの収入金額の合計金額が、2千万円を超える人

○2か所以上から給与などの支払いを受け、従たる給与の収入金額と、給与と所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

○1か所の給与のほか、給与と所得や退職所得以外の所得の合計が、20万円を超える人

○同族会社の役員や家族で、その法人から給与のほかに貸付金の利子、賃借料、使用料などの支払いを受けている人

● その他

○平成22年の途中で退職した後、就職せず年末調整が済んでいない人

## e-Taxで納付してみませんか

<http://www.nta.go.jp/>

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができる便利なシステムです。

※住基カードや事前の届出が必要です。

○ 年末調整後に扶養が増えた人  
○ 予定の納税をしている人

▼医療費控除が受けられる場合  
病气やけがなどで多額の医療費を支払った人で、保険などで補てんされた金額を除いて10万円以上、もしくは22年分の所得金額の5%のいずれか少ない方の額を超えた金額を支払った場合は、超えた金額が控除の対象となります。

▼住宅借入金等特別控除  
住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・増改築したときは一定の要件にあてはまれば税額控除が受けられます。

## ■青色申告の方へ

申告書の作成で、記帳などについての相談は、税理士・税務署の相談日（右ページ下欄参照）、または商工会までお出かけください。

市役所では、申告書作成の相談等は受け付けできません。

## ■電話相談を開設

高山税務署では、1月4日から3月15日までの間、所得税、消費税および地方消費税の確定申告、ならびに贈与税の申告に関する、電話での相談を受け付けます。同税務署（番号は左欄に記載）に電話をお掛けいただき、自動音声案内に従い、「0」を選択してください。

## 確定申告のお問い合わせは

市民部税務課

☎ 24-2222 内線139,140

高山税務署

☎ 0577-32-1020

（電話は自動音声により案内されます）